

マイナンバーカード交付のご案内

※本通知は交付までの間(2～3カ月程度)お手元で保管願います。

●メールアドレスや電話番号は交付まで連絡可能な状態としてください。

マイナンバーカードの作成にあたり、記載内容に要確認事項や不備が発覚した場合には、その発行を担当する J-LIS(地方公共団体情報システム機構)や附票管理市町村(本籍地)から連絡があります。また、メールアドレスを記載された方については、お預かりした交付申請書が J-LIS に届いた時点で申請書 ID を通知するメールが届き、以降その ID 番号を用いて申請状況を確認することができます。交付までの間、申請書に記載したメールアドレス及び電話番号で連絡が受けられるようにしておいてください。何らかの理由で交付までに連絡先が変更となる場合には、申請を行った在外公館までご連絡ください。

●交付準備のお知らせについて

マイナンバーカードの交付準備ができましたら、受取希望の在外公館から申請書に記載頂いたメールアドレス宛に交付案内のメールが届きます(メールアドレスの登録が無い場合には電話)。交付の際には本人確認が必要となりますので、以下の必要書類等を確認、ご準備ください。

1-1. 受け取りに必要な書類(大使館や領事館で受け取る場合)

○日本国旅券:マイナンバーカード受取時点で有効な旅券(IC チップが読み取り可能なもの)

※何らかの事情で受け取り時点で有効な旅券を所持していない場合には裏面の「旅券以外の本人確認書類」に記載された書類のうち 2 点をお持ちください。

1-2. 受け取りに必要な書類(領事出張サービスで受け取る場合)

○日本国旅券:マイナンバーカード受取時点で有効な旅券+裏面の「旅券以外の本人確認書類」に記載された書類のうち、いずれか 1 点。

※何らかの事情で受け取り時点で有効な旅券を所持していない場合には裏面の「旅券以外の本人確認書類」に記載された書類のうち 2 点をお持ちください。

2. 申請者が15歳未満あるいは被後見人の場合

申請者本人と法定代理人のお二人でお受け取りにお越しく下さい。申請者本人と同様に法定代理人についても、上記「受取に必要な書類」をご持参ください。なお、申請書に記載頂いた方のみが受け取り時の同伴要件を満たしますので、ご留意ください。

3. 申請時点で有効なマイナンバーカードを所持している方(新旧カードの交換が必要な手続きの場合)

「国外転出」と記載された申請の時点で有効なマイナンバーカード(以下「旧カード」と言います)を所持している方は、交付の際に必ずお持ちください。旧カードと引き換えに新カードを交付します。旧カードの提示がない場合には新カードを受け取れませんのでご留意願います。また、有効なカードを所有しているが、それを紛失している場合には事前に当館までご連絡ください。

旅券以外の本人確認書類

(外国機関が発行したものでこれらに類するものについては、一部有効な書類と例外的に認めることができる場合がありますので、それらを提示する場合には事前にお問い合わせください)

・個人番号(マイナンバー)カード ・住民基本台帳カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年4月1日以降のもの) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・各種資格証(電気工事士免状、無線従事者免許証等) ・船員手帳、戦傷病者手帳、官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ・敬老手帳 ・生活保護受給者証 ・健康保険又は介護保険の被保険者証 ・医療受給者証 ・各種年金証書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳 ・子ども医療費受給者証等 ・住民名義の預金通帳 ・民間企業の社員証 ・学生証 ・学校名が記載された各種書類等